

「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース中間整理」 に対する意見

日本生活協同組合連合会

2009年9月1日の消費者庁および消費者委員会の設立から、2年を迎えようとしています。日本生協連としては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則3項に「施行後3年以内に、(中略)消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずる」とあることを踏まえ、今回の消費者庁と国民生活センターのあり方見直し論議は、単に独立行政法人改革の一環としての検討にとどまらず、消費者委員会も含めた消費者行政全体のあり方見直しの枠組みに位置づけるべきものであると考えます。

今回の見直し論議は、2010年12月の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の閣議決定に沿って検討が進められてきたものです。この検討の中で、国民生活センターが蓄積してきた人材・能力、各機能の重要性が改めて確認され、一方で消費者庁が現有する知見・ノウハウは必ずしも充分でない点が明らかになったことは、議論の成果であったと言えます。

消費者庁設立の際に私たちが期待したのは、消費者庁が司令塔機能を発揮し、各省庁や地方自治体が行政全体として消費者目線に転換することでした。消費者庁には、この設立の目的に照らして消費者行政の現状をふりかえり、消費者行政全体のあり方について今後の方向性を明らかにしていただきたいと考えます。

国民生活センターが担ってきた支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報等の機能はいずれも今後の消費者行政に必要な機能であり、地方の現場で消費者行政に携わる人材育成の面でも国民生活センターは大きな役割を果たしてきたと評価できます。これらの国民生活センターの機能を今後も一層強化する方向で、機能の一元化が検討されることを望みます。

さらに、消費者行政の見直しにあたっては、各地の消費生活センターへの支援を強化するなど、2009年度からの集中育成・強化月間終了後もひき続き、地方消費者行政を充実させる視点も重要です。

以上